

東京医科歯科大学病院 感染対策指針

1. 感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。また、耐性菌の発生や蔓延を阻止するため、抗菌薬の適正使用が課題となっている。医療関連感染防止対策及び抗菌薬適正使用を全職員が把握し、適正な医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

2. 感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

(1) 感染対策委員会

① 本院に、感染の予防、教育活動、発生時の対応等及び抗菌薬の適正使用に関して審議・実施するため、東京医科歯科大学病院感染対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

② 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

ア) 医療関連感染予防及び抗菌薬適正使用の方策及び監視に関すること。

イ) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用のガイドラインの策定及びその実施に関すること。

ウ) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用についての教育活動に関すること。

エ) 医療関連感染発生時の対応に関すること。

オ) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用の調査に関すること。

カ) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用の予算に関すること。

キ) その他医療関連感染及び抗菌薬適正使用に関して委員会が必要と認めた事項。

(2) 感染制御部

① 本院に、委員会と連携し、医療関連感染の予防、教育活動及び医療関連感染発生時に速やかに対応するため、また、抗菌薬を適正に使用するため、管理・指導を行うことを目的として、感染制御部を置く。

② 感染制御部は、次の各号に掲げる業務を担当する。

ア) 医療関連感染予防の監視に関すること。

イ) 医療関連感染予防と対策について、各診療科及び中央診療施設等への教育に関すること。

ウ) 医療関連感染発生時の対応に関する指導・助言。

エ) 医療関連感染に関する情報の収集、調査及び分析に関すること。

オ) 感染対策上のファシリティマネージメントの監視に関すること。

カ) 感染対策上のコンサルテーションに関すること。

キ) 抗菌薬使用の支援に関すること(モニタリング及びフィードバック)。

ク) 抗菌薬使用の適正化に関すること。

ケ) 適切な微生物検査・臨床検査のための体制整備に関すること。

コ) 抗菌薬使用の評価測定実施に関すること。

サ) 抗菌薬適正使用の教育や啓発に関すること。

シ) 感染制御上、必要と思われる事項。

(3) 感染対策チーム

① 本院に、医療関連感染の防止・対策に資するため、感染対策チーム(以下「対策チーム」という。)を置く。

② 対策チームは、次に掲げる事項を行う。

ア) 医療関連感染に関する情報の収集と報告。

イ) 医療関連感染防止策の実施に関すること。

ウ) その他感染制御部の依頼に基づく事項。

(4) 抗菌薬適正使用支援チーム

① 本院に、院内の抗菌薬適正使用に資するため、抗菌薬適正使用支援チーム(以下「抗菌薬適正使用チーム」という。)を置く。

② 抗菌薬適正使用チームは、次に掲げる事項を行う。

ア) 抗菌薬適正使用に関するモニタリング及びフィードバック。

イ) その他感染制御部の依頼に基づく事項。

3. 職員に対する研修に関する基本方針

(1) 感染対策の基本的考え方および具体的方策や、抗菌薬使用の適正化について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

(2) 感染対策に関する職員研修は、就職時の初期研修のほか、全職員および職種別対象を年2回以上開催する。抗菌薬適正使用に関する職員研修は、年2回程度開催する。

(3) 研修の開催結果を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

MRSA等の感染を防止するため、「院内感染現況報告」を週1回程度作成し、感染制御部にて確認・検討を行うとともに、対策チームを通じ院内への情報提供・注意喚起に活用する。また、検討結果は委員会にて報告され、再確認等、活用する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

異常発生時はその状況および患者への対応等を病院長に報告する。感染制御部にて速やかに発生の原因を究明し改善策を立案するとともに、状況に応じ委員会を開催する。

改善策を実施するために感染制御部・対策チームを中心に全職員への周知徹底を図る。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者または家族が閲覧できるようにする。

7. その他

職員は、院内感染対策マニュアル及び抗菌薬適正使用マニュアルに従い、常に疾患や状況に応じた適切な感染対策や抗菌薬の使用に努める。

その他必要な事項は、東京医科歯科大学病院感染対策に関する規則に定める。